

5 第46条の4 《次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却》関係

【制度の概要】

この制度は、青色申告法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に開始する各事業年度において、次世代育成支援対策推進法の次世代育成支援対策に係る基準に適合するものである旨の認定（その期間内において最初に受けるものに限る。）を受けた場合には、その認定を受けた日を含む事業年度終了の日において有する建物及びその附属設備で事業の用に供されているもの（その認定に係る同法の一般事業主行動計画の計画期間開始の日からその事業年度終了の日までの期間内において取得又は新築、増築若しくは改築をしたものに限る。）について、その普通償却限度額の32%の割増償却ができるというものである（措法46の4①）。

なお、連結納税制度においても同様の規定が定められている。

【新設】(特別償却等の対象となる建物の附属設備)

46 の 4-1 措置法第 46 条の 4 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は新築、増築若しくは改築をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

【解説】

- 1 本制度は、建物のほかにその建物の附属設備も対象となるのであるが、その対象となる特定建物等は、次世代育成支援対策推進法に規定する次世代育成支援対策に係る基準に適合するものである旨の認定を受けた日を含む事業年度終了の日において有するもので、その認定に係る一般事業主行動計画の計画期間開始の日から当該事業年度終了の日までに取得又は新築、増築若しくは改築をしたものであること、建物附属設備の取得は通常は建物の取得と同時に行為されるものであり、また、建物から独立して効用を有するものではないこと等から、建物附属設備については、その建物本体と同時に取得又は新築、増築若しくは改築をする場合に限り本制度の対象とすることが予定されている。

本通達では、このことを明らかにしている。

- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 33-1）を定めている。

(注) 本通達は、平成 24 年度税制改正により条文番号が変更されたことに伴い、平成 24 年 9 月 12 日付課法 2-17 ほか 1 課共同「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」により、一部改正されている。